

食に関する危機発生時の情報伝達訓練実施要項

(目的)

第1条 この要項は、九州・山口各県(以下「各県」という。)において、食に関する危機(以下「危機」という。)が発生した場合を想定し、各県相互間の情報伝達を円滑に行うための訓練を実施することに関し必要な事項を定める。

(訓練の内容)

第2条 この訓練は、「食に関する危機発生時の情報伝達・共有マニュアル」に基づく通信訓練(以下「訓練」という。)とする。

- 2 訓練は原則年1回とし、想定する危機の発生県(以下「危機想定県」という。)及び訓練の総合調整県は、九州・山口地域食の安全安心連携会議の事務局が置かれた県とする。ただし、他に訓練の実施を希望する県等がある場合は、事務局が置かれた県との間で協議のうえ、決定することとする。

(参加機関)

第3条 訓練の参加機関は、次のとおりとする。

- (1) 各県の食の安全安心に係る総合窓口部署
- (2) 九州農政局
- (3) 九州厚生局

(訓練の事前通知)

第4条 危機想定県は参加機関に対し、通信訓練の実施日時及び方法等を事前に通知することとする。

(訓練の中止)

第5条 危機想定県は、訓練の実施にあたり、実際の危機が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、訓練を中止することができる。

- 2 危機想定県は、訓練を中止した場合は、直ちに各県に対しその旨を連絡することとする。

附 則

この要項は、平成17年8月5日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年7月26日から施行する。